

ウェブサイトの取り扱いについて

原則としてウェブサイト等は、歯科技工士法の規制対象となる広告には該当しない。

しかし広告の定義である①誘引性②特定性③認知性の要件を全て満たすものについては広告として取り扱われ、歯科技工士法の規制対象となる。



次のア～ウにおいて、広告の定義①～③までの要件を全て満たす場合は広告として扱われる。

(ア) バナー広告

検索サイトの運営会社等に費用を支払うことで、検索結果として上位に表示される状態にしたもの。

(イ) SNSでの書き込み

公開範囲が限られていない場合、公開時から一般人が認識可能な状態であること、また範囲が限られていない場合でも、書き込みに対して反応を起こすことで二次的、三次的に伝達されるため、①から③までの要件を満たす場合広告として扱われる。

(ウ) インターネット上の情報

広告とみなされる3要件(①誘引性②特定性③認知性)を満たす場合には、法の規制対象となる広告として取り扱われる。

ウェブサイト等に掲載すべき事項

- 委託者が容易に照会できるように問い合わせ先を記載する。
- 委託者向け情報であることを明記する。



ウェブサイト等に掲載すべきでない事項

- 歯科医療機関や歯科医業と誤認させるもの
- 他との比較により自らの優良性を示そうとするもの
- 費用・納期を過度に強調したもの
- 内容が誇大なもの又は歯科技工所等にとって都合がよい情報等を過度に強調したもの
- 内容が虚偽にわたる又は客観的事実であることを証明することができないもの
- 実質的に歯科医療機関の広告と思われるもの
- 歯科技工士法以外の法令で禁止されるもの
- 公序良俗に反するもの



※ウェブサイト等の取り扱いについては必要に応じて関係通知等を適宜確認をお願いします。

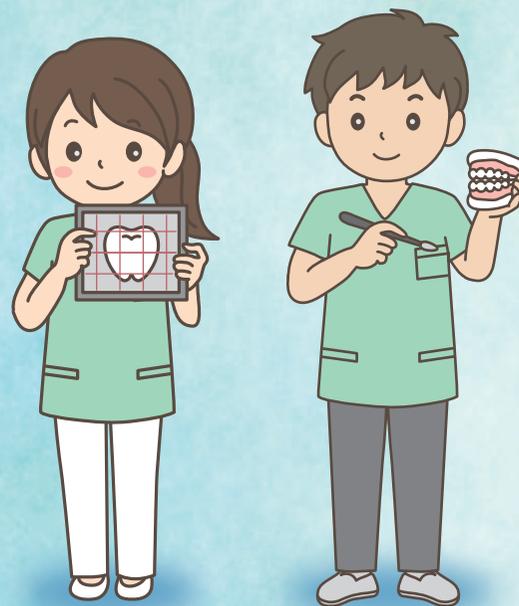


歯科技工広告ガイドラインの詳細(原本)はこちらのQRコードから確認できます。

令和8年3月版

歯科技工 広告ガイドライン

歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針



令和7年10月に、歯科技工の業又は歯科技工所の 広告に関する指針 (歯科技工広告ガイドライン) を策定しました。

このガイドラインは歯科技工士法第26条によって定められた広告可能な事項を引き続き堅持しつつ、情報通信機器の普及等を踏まえ歯科技工広告等の適正化の推進を図ることを目的としています。



1 歯科技工広告とみなされる3つの要件

誘引性

歯科技工の受注を誘引する意図があること

特定性

歯科技工士の氏名又は歯科技工所の名称が特定可能であること

認知性

一般人が認知できる状態にあること

上記3つの要件を全て満たす場合、歯科技工士法第26条の「広告」対象として取り扱われる

2 広告可能な事項

- ①歯科技工士法第2条に規定する免許又は歯科技工士法第3条に規定する免許を有する歯科医師は歯科技工士である旨
- ②歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- ③歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項



3 禁止される広告

上記の広告可能な事項①～④以外は広告できません。また他法令の広告ガイドラインで禁止されるものは広告できません。

①医療法

歯科技工所等の名称を病院または診療所に間際らしい名称とすること

②医薬品医療機器等法

医薬品・医療機器等の名称や、効能・効果、性能等に関する虚偽・誇大広告承認前の医薬品・医療機器・再生医療等製品について、その名称や、効能・効果、性能等についての広告

③不正競争防止法

不正の目的をもって役務の広告等にその役務の質、内容、用途又は数量について誤認させるような表示をする行為、また虚偽の表示をする行為

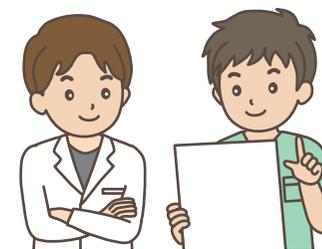


4 広告に該当する媒体の具体例

- チラシ、パンフレットその他これらに類似する物によるもの (ダイレクトメール、FAX等によるものを含む)
- ポスター、看板 (プラカード、建物、電車、自動車等に記載されたものを含む) その他これらに類似するもの
- 新聞、雑誌その他の出版物、放送、映写または電光によるもの
- 情報通信機器によるもの (電子メール、インターネット上のバナー広告、リスティング広告、動画広告等)
- 不特定多数の者への説明会、ビデオ、または口頭で行われる演述

5 広告可能な事項の表現方法

- 写真、イラスト、映像、音声
- 略号や記号 (例) 株式会社→(株) 電話番号→☎



6 広告の規制対象となる事項の具体例

- 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所
- 略称や英語名
- 歯科技工所のマークや名称が記載された看板の写真
- FAX番号、フリーダイヤルである旨、電話の受付時間等
- 住所、郵便番号、最寄駅等からの道順、案内図、地図等
- 情報の伝達に関する事項
 - ・電子メールアドレス
 - ・ウェブサイトのURL
 - ・QRコード等



広告のご相談は、歯科技工士の業又は歯科技工所の所在地を管轄する自治体の窓口にご連絡をお願いします。